



マネージメント・レター No.12

消費税の特定期間に注意

本来消費税の国内取引における納税義務者は、課税資産の譲渡等を行ったすべての事業者です。しかしながら、小規模零細事業者の納税事務負担等に配慮して、課税売上が少ない事業者に限り消費税の納税義務を免除することとされています。納税義務の免除者は、基準期間(個人事業者=前々年、法人=前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、納税義務の免除はされないこととされたので注意が必要です。

<適用開始時期>

この規定は、平成25年1月1日以後開始する年又は事業年度において適用される。

(1)特定期間

<個人事業者の場合>

その年の前年1月1日から6月30日までの期間

<法人の場合>

その事業年度の前事業年度(短期事業年度を除く。)がある場合の特定期間

その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間

(2)判定方法

① 課税売上高による判定

特定期間における課税売上高(税抜) = 特定期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の税抜対価の合計額 - 特定期間中に国内において行った売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額

(注)特定期間が6ヶ月間であるからといって、1年間分に換算する等の調整は行わない点に留意すること

② 給与等の金額による判定

①の課税売上高にかかわらず、個人事業者又は法人が特定期間中に支払った、給与支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額をもって、特定期間における課税売上高とすることができる。

<例>法人の場合

H24.4.1 前々事業年度 900万円 (基準期間)	H25.4.1 前事業年度 1,500万円 給与等1,001万円	特定期間 1,500万円	H26.4.1 当事業年度 3,000万円
--------------------------------------	---	-----------------	-----------------------------

納税義務の有無の判定

- (1)原則 900万円 ≤ 1,000万円 ∴ 免税
- (2)特定期間の特例
  - ①特定期間 H25.4.1 ~ H25.9.30
  - ②課税売上高1,500万円 ∴ 課税
- (3)特定期間における課税売上高とすることができる給与等の金額
  - ③給与等の金額1,001万円のケース
  - 判定② > ③ ∴ 1,001万円 1,001万円 > 1,000万円 ∴ 納税義務有
  - ④給与等の金額が900万円のケース
  - 判定② > ④ ∴ 900万円 900万円 ≤ 1,000万円 ∴ 納税義務無

特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税課税事業者届出書(特定期間用)を速やかに出すのを忘れないようにしましょう。